

COP11 における名古屋議定書に係るサイドイベント概要

題 名 : ABS に関する名古屋議定書を履行するための遺伝資源利用国としての措置に関する情報共有

日 時 : 10 月 12 日 13:30~14:55

場 所 : ハイデラバード国際会議場 (HICC) Room1. 08

共 催 : 日本国環境省、条約事務局、EU

参加国 : 日本、EU、デンマーク、ノルウェー、スイス

司 会 : ノーマン条約事務局シニアプログラムオフィサー

出席者 : 約 90 名

【概要】

1. 開会

2. 各国の国内制度の概要又は検討中の国内制度の構造

(1) 日本

発表者 : 磯崎上智大学教授 (検討会座長)

題名 : 「日本の取るべき国内措置に関する各種論点に係る検討会における意見の概要」

概要 : 検討会の検討状況の概要として、以下を紹介。

- ・ 遵守に関する国内措置については、簡素、明確、柔軟、効果的であるべき。
- ・ 遵守措置の対象とする国は、原則として議定書 6 条 3 を実施し、MAT の設定の有無に関するものを含む関係情報を ABS-CH に提供している提供国とすべき。
- ・ 遵守措置の対象とする遺伝資源等は、議定書の発効後、かつ国内措置の施行後に取得されたものとすべき。
- ・ 遺伝資源としてのコモディティの利用等に対応可能な現実的かつ効果的な措置に関しては、検討を要する。
- ・ 学術研究への配慮や、ITPGR と名古屋議定書の対象遺伝資源の境界線の明確化が必要。
- ・ チェックポイントの基本的役割は関連情報の確認、遺伝資源等の出所の証明、利用者への注意や指摘を含むべき。
- ・ チェックポイントでは、行政又は立法措置により利用者に対して報告を要請することにより、秘密の情報を除く利用に関する必要な情報を収集すべき。
- ・ 不履行の状況への効果的な対処に関しては、適正な利用者に利点のある制度が望ましい。
- ・ 国内 PIC 制度の導入の必要性については見解が分かれる。

(2) EU

発表者 : シャリー環境総局課長

題名 : 「EU による議定書の実施 : 現状と今後の取組」

概要 : 10 月 4 日付で欧州委員会が公表した規則案の作成に至る検討の過程及び規則案の概要を説明。

規則案の作成に当たり重視したこととして以下を発言。(※規則案の内容については、議題 2

でご説明予定の資料 2 及び参考資料 2 ご参照)

- ・規則案では、その適用範囲や利用者の義務を明確に規定。
- ・出所が保証されている遺伝資源を利用者が研究開発に利用できるよう、法的安定性及び明確性を作り出すことを重視。
- ・強いパフォーマンスを発揮しつつ、追加的な行政的負担が最小限になるよう設計。

(3) デンマーク

発表者：モーエンセン環境省課長

題名：「名古屋議定書の実施に係るデンマークの法的指針」

概要：パブリックコメント中の法案の概要を紹介。法案の背景や法案を補足する内容としては以下を発言。(※法案の内容については、議題 2 でご説明予定の資料 2 及び参考資料 4 ご参照)

- ・法案はEUの規則案の公表の前に作成したものであり、規則案を考慮していないことを強調。
- ・チェックポイントについては特許管理者を検討中。研究機関のためのチェックポイントについても別途検討中。
- ・制裁については、遺伝資源へのアクセスには大きな金銭が絡むため、最長 2 年の禁固刑を規定する等、他の環境問題に比べても厳しいものとした。
- ・デンマークの企業が第三国で違法行為を行った場合、デンマークにおいて当該第三国が当該企業を告訴できるようにする。

(4) ノルウェー

発表者：フォークトハンセン環境省顧問

題名：「ノルウェーの自然多様性法 (2009 年) における利用国措置」

概要：自然多様性法における利用国措置の規定及び検討中の規則案を概説。規則案の内容等として以下を発言。

- ・水産沿岸省と環境省との協力により、一組の規則を策定予定。
- ・規則はバランスが取れ、効果的なものとすべきとの要望がある。
- ・規則案では、提供国措置として PIC 手続き、MAT・標準契約及び利益配分を規定予定。利用国措置としてはチェックポイント等を規定予定。
- ・チェックポイントの候補は特許事務所、研究評議会、公的研究助成機関、自然管理理事会、漁業理事会、公的コレクション。別途運用手続きを定めることを含め、チェックポイントを効果的にする方策についても検討中。
- ・関連する伝統的知識については、提供国措置及び利用国措置の両方について対応の必要性について検討中。

(5) スイス

発表者：ダレッサンドロ連邦環境局技官

題名：「ABS 利用国措置に係る法案及びパブリックコンサルテーションの結果の概要」

概要：法案の内容及び 9 月 6 日に終えた法案に係るパブリックヒアリングの結果を概説。法案を補

足す内容や、パブリックヒアリング結果等としては以下を発言。(※法案の内容については、議題 2 でご説明予定の資料 2 及び参考資料 3 ご参照)

- ・ 製品登録や市場認可等を通じて遺伝資源の利用から利益を得る者は、議定書が定義する「遺伝資源の利用」(研究開発)を行う者には当てはまらないかもしれないが、これらの人々にも注意義務や通知義務を課す考え。
- ・ 注意義務に関しては、規則において記録及び次の利用者への伝達が必要な最小限の情報について定める予定。
- ・ チェックポイントとして指定する環境省への通知がなされているかどうかを確認する仕組みを既存の手続きの中に設ける予定。
- ・ 制裁については罰金の他、通知がなされなかった場合には利用した遺伝資源等への市場認可を与えない措置をとる。また注意義務への違反の場合には行政措置を講じる可能性。
- ・ この夏の間に関連参事会(内閣に相当)により行ったパブリックヒアリングでは、実際に影響を受ける人々を含め議定書の締結が概ね支持された。大多数が「承認できるが法案についてのコメント付き」であり、その主な意見は法的安定性の観点からより明確な規制を求めるものだった。

3. 国内制度の実効性の確保に関する意見交換(質疑応答)

主な回答内容は以下の通り。

Q (鈴木(睦)委員) EU及びスイスに対して、EUの規則案とスイスの法案における注意義務の違いは何か。

A (スイス) スイスは法律のレベルで作業しているので、EUの提案と比べればあまり詳細ではない点確実に異なるが、おおよその方向性は同じ。

A (EU) アプローチは同じ。注意義務は基本的に利用者(operatives)による(遺伝資源等の)変更(changes)という行為を対象としている。ある人が注意義務を履行しているかを確認する方が、ある遺伝資源が合法的にまたは違法に取得されたものであるかを確認するよりも容易で、バリューチェーンを通して透明性を持たせることができる。

Q (炭田委員) EUに対して、EU域内の利用者も外国の利用者も、信頼あるコレクションを介せば、議定書を遵守しているという信頼を得た状態で遺伝資源に容易にアクセスできるということか。

A (EU) その通り。信頼あるコレクションはEU域外の者を含む利用者の負担を最小化するためにデザインされたものの一つで、注意義務が費用対効果の高い方法で履行されることを可能にする。

Q (ドイツ NGO マイヤー氏) スイスに対して、議定書の締約国でなければスイスの法律の適用外になるため、スイスの法律はむしろ他国が ABS 法令を定めないインセンティブになってしまうのではないか。また、スイスの法律の及ばない範囲内(議定書の非締約国)で遺伝資源を利用することを望む利用者もいると思うが、問題ではないのか。

A (スイス) 一点目について、アクセスを規制するかは各国の決定による。法案で議定書の非締約国の法令は扱わないこととしているのは実理的な理由による。二点目については、非締約国の遺

伝資源を利用する者に対しては、特許法に基づく出所開示要求やボン・ガイドラインに基づく任意措置等の既存措置により対応する。

4. 閉会